

災害時における物資等供給に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と株式会社建デポ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対して、乙が協力して行う物資等の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第2条 市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資等を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資等の供給を要請することができる。

（協力の要請）

第3条 乙は、前条の規定による要請（以下「供給要請」という。）を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資等の範囲）

第4条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手續）

第5条 供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資等供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

（1）納入日時

（2）納入場所

（3）要請品目

（4）要請数量

（5）その他必要な事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる納入日時及び納入場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、当該納入場所において甲の指定する者が要請品目及び要請数量を確認するものとする。

（物資等の価格）

第6条 供給要請に基づき、乙が供給する物資等の価格及び納入場所までの運搬費用については災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（物資等代金の請求と支払）

第7条 乙は、物資等の供給が終了し、前条に規定する協議が整ったときは、災害時における物資等供給報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資等

の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、物資等の供給の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の規定の例により、これを補償するものとする。ただし、当該物資等の供給の業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故についてはこれらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置くものとする。この場合において、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙のいずれからもなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月1日

(甲) 立川市泉町1156番地の9
立川市
代表者 立川市長 清水 庄平

(乙) 千代田区鍛冶町1丁目8-3
神田91ビル4階
株式会社 建デポ
代表取締役 社長 竹内 栄吾

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号 日

株式会社 建デポ

殿

立川市長



災害時における物資等供給要請書

このことについて、次のとおり要請します。

(1)納入日時	年 月 日 () 時 分			
(2)納入場所				
(3)要請品目 (4)要請数量	品 目	数 量	品 目	数 量
(5)その他 必要な 事 項				

第2号様式（第7条関係）

災害時における物資等供給報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号の要請に基づく、物資等の供給に係る内容を報告するとともに、次のとおり代金を請求します。

請求金額 _____ 円

内訳

供給月日	品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合計						

ただし、個別明細書は別紙のとおり

年 月 日

立川市長 殿

株式会社 建デポ

印